

白岡市地域公共交通確保維持改善協議会規約の一部改正について

白岡市地域公共交通確保維持改善協議会規約の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項第 1 号中「委員が所属する団体からの負担金」を「委員が所属する団体からの負担金及び補助金」に改める。

附 則

この規約は、令和 2 年 8 月 4 日から施行する。

令和 2 年 8 月 4 日提出

白岡市地域公共交通確保維持改善協議会
会 長 野 口 仁 史

提 案 理 由

白岡市地域公共交通確保維持改善協議会の経費を国だけでなく県及び市等の補助金をもって充てられるようにするため、本規約改正の必要を認め、この案を提出するものである。